

令和7年度 第8回横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	令和8年3月19日（木）13時30分～16時40分
開 催 場 所	横浜市役所18階会議室 みなと4
出 席 者	委員 : 5名（委員については、募集要項等公表時に示します。） 事業所管課等：地域防犯支援課 丹羽課長、石橋係長 穂積係長 担当事務局 : 財政局ファシリティマネジメント推進課 森地課長、小川係長 ほか
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
次 第	議事 横浜市LED防犯灯包括的維持管理事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する実施方針の検討について（審議）
議 事	<p>【事務局】 本日は、「横浜市LED防犯灯包括的維持管理事業」をPFI手法にて実施するにあたっての第1回目となる御審議となります。</p> <p>【委員長】 委員会の運営について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局】 まずは、本日の出席状況と定足数について御報告いたします。 本日は、委員及び臨時委員皆様に御出席いただいておりますので、要綱に定める定足数に達していることを、ここで御報告いたします。 お手元の資料をご覧ください。1点だけ改めてのご確認をさせていただきます。 「4 委員会の運営及び議事の取扱い」のところですが、本件審議にかかる一連の会議については、審議内容が公募の条件や審査項目等の情報が含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第31条第3号に該当すると考えられることから、事前承諾のとおり、「横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱」第9条第1項及び第2項に基づき非公開とする形でのよろしいか、ご確認をお願いします。</p> <p>【委員長】 要綱第9条により、あらためて本件に関する議事については、「非公開」とすることでのよろしいですか。</p> <p>【各委員】 異議なし。</p> <p>【委員長】 これ以降の議事について、会議を非公開とします。</p>

【横浜市LED防犯灯包括的維持管理事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条に規定する実施方針の検討について（審議）】

以下の内容について事業所管課から、資料により説明

- ・事業概要と実施方針（案）について

【委員長】

ただいまの説明に基づいて、実施方針（案）について審議を願いたい。今説明の内容、事前説明も踏まえて、また、手元にある案の文書そのものを踏まえた上で、確認事項、質問、意見等をいただけたらありがたい。自由に発言いただきたいと思うが、いかがか。

私のほうから、防犯関係について私はあまり知識を持っていないことがあり、プロポーザル方式を取るということの説明の中で、横浜市にふさわしい、あるいは横浜市にとっていいという表現があったと思うが、防犯上の話で、今回の防犯灯に関して横浜市の特有のもの、他の市町村と比べて横浜市だからという要素として、我々が審査するときに考慮したほうがいい内容を特に気にしているが、横浜市の特徴は何かあるか。

【事業所管課】

まず1点挙げさせていただきたいのが今回は18万灯という数であり、基礎自治体としては最大級と認識している。この部分の技術提案の差を考慮して、類を見ない最大規模の18万灯の更新と維持管理を提案の中で見ていきたいところが1点挙げられる。

【事業所管課】

先ほど写真で出ていたさびたぼろぼろの鋼管ポールは、過去に自治会町内会が建てたものを10年前に市に移管しているものがあり、どのような仕様のものか、地下がどうなっているかが分からないものを全て引き取っている。基礎自治体としてはそういった例はあまり見ていない。普通の基礎自治体では、自分たちが建てたものは自分たちで管理するが、自治会町内会から引き受けたものを管理するところまではいっていないため、それは大きな違いと思っている。

【委員長】

なるほど。分かった。

【委員】

そもそも私がここで発言していいかが分からないが、大体の場合、犯罪というのは都市問題で、そういう意味では、横浜市の人口当たりの犯罪率は、例えば田舎に比べたらそこそこ高いと言える。防犯灯が関係してくる犯罪は時間帯等の影

響がすごくあり、基本的に防犯灯は明るくすることで夜に求められるが、人々のライフスタイルとの関係が犯罪被害は非常に強いと言われている。過去に例えば東京や京都で研究をさせていただいたが、深夜時間帯に駅から帰宅をする人が後ろをつけられて狙われる街頭の性犯罪等が結構問題になっている。

恐らく横浜市も、それほど数は多くないと思うが、潜在的なリスクとしては深夜時間帯に屋外を移動する人が多いライフスタイルのまちだと思うので、このあたりを留意するといふことと、もう一つは、町内会自治会の話があったが、防犯の場合は、町内会や自治会が、例えば地域の防犯ボランティア活動で結構パトロールをしたり、防犯教室を行う基盤になっていることが多い。例えば防犯カメラの補助を多くの自治体でしていると思う。町内会自治会と自治体との役割分担も今全国的には課題になっているので、これを最初に紹介させていただきたい。

【委員】

今のに関連して、自治会で防犯カメラの対応をしていることが広がっているということなのか。

【委員】

今回は防犯灯の話なので、カメラの話を今ここでしていいかどうかは分からないが、横浜市も補助事業等をしているのか。

【事業所管課】

自治会町内会から申請があったときに、防犯カメラの設置に対して補助事業も行っている。それとは別に、今回は市が設置する防犯カメラで1000台をP F Iの中に入れていく。

【委員】

防犯カメラを設置するのは設置すればいいと思うが、見守りシステムは、結局、それが捉えた画像を一々見ていなければいけないのか、そこを自動でやるのが見守りシステムなのか。

【事業所管課】

見守りシステムは、ビーコンのタグ等見守り端末を持って、自分の子どもがどこかにいなくなってしまうときに、親がスマートフォンで自分の子どもがどこにいるかを見守れるシステムを見守りシステムと言っている。

【委員】

それが自治体全体に広がることはどういうことか。

【事業所管課】

具体的には事業者からの提案にはなってくるが、市内全域にビーコンタグ等を感じ

知するセンサーを設けて、子どもや見守られる対象者がタグを持って、子ども等が今市内全域のどこにいるかを親等がスマホで確認できるようにする。

【委員】

そのような事業は個人ではなく、市役所等が主体的にやる事業になってきているのか。

【委員】

話し出すと多分1時間ぐらいになってしまうが、先生方もご承知のとおり、小学生ぐらい、あるいは幼稚園の年長ぐらいが、一旦下校して友達の家遊びに行っているときに、いわゆる悪意を持った犯罪者に声をかけられて、場合によったら連れ去られて、もっと場合によったら殺害をされてしまうという痛ましい事件が時々起きる。それは背景としては、子どもが一人とか、子どもだけの状態で屋外を移動していることがある。

そうすると、子どもの見守りで、下校時間帯は通学路に地域の高齢者等が見守ることはできるが、最近では地域の高齢化が非常に進んでおり、人による見守りが難しくなっている状況がある。近年はICTが発達してきており、子どもがタグを持つとか、場合によってはスマートフォンを持つことで位置情報が分かるため、安全に子どもが下校して、下校してから友達のところに行く、児童館に行く、塾に行くという屋外の自由な移動を安全にしてもらい、確認をしてもらうためのインフラが必要になってきた。

これを個人や世帯でできるのではないかと考えるかもしれないが、そうすると、防犯に対して投資をするいわゆる防犯意識が高い世帯とそうでない世帯でむらができるので、公的な部門が公的なインフラを整備するときに見守りの体制を整備することは、市全体の子どもの安全水準を上げるためには、ある意味画期的なことと言ってもいいと思う。

【事業所管課】

委員が言われたとおり、今回は18万灯という防犯灯の更新のタイミングで、どのみち更新しなければいけないので、そのタイミングを見て、防犯灯ではないが、同じように市内全域に見守りのシステムもいろいろなところに設置していくことを一緒にやりたいというのが今回の事業で付加した意図になる。

【委員】

その必要性は丁寧に説明があるほうが、いろいろな捉え方がありそうなところかと思った。

【事業所管課】

分かった。

【委員】

すごく基本的な質問で、言葉について教えてもらいたいですが、先ほど写真で2種類の防犯灯があると教えていただいたが、電柱のほうは、電柱についているライトの部分だけを防犯灯と言っており、鋼管ポール型の場合はどの部分を防犯灯と言っているのか。

【事業所管課】

防犯灯としての灯具は上のものであるが、棒の部分は大体鋼管ポールと言っており、合わせたものを鋼管ポール型防犯灯と呼んでいる。

【委員】

防犯灯といろいろなところで出てくるが、鋼管ポール型防犯灯の場合はどの部分を言っているのか。

【事業所管課】

防犯灯と言っている場合は、この灯具だけを言っている。

【委員】

そうすると、先ほどの対象施設の定義で、LED防犯灯、防犯カメラ、見守りシステム用機器が対象になっているが、鋼管ポールは入らなくていいことになるのか。

【事業所管課】

鋼管ポール型LED防犯灯は、鋼管ポールと灯具をともに管理する形で施設として挙げているので、鋼管ポール型LED防犯灯とこの文書の中で指す場合は、灯具と鋼管ポールをどちらも含む形になる。

【委員】

そうすると、対象施設の定義部分を調整したほうがいいと思う。

【事業所管課】

どこまでを指すのかがはっきりしないところかと思う。

【委員】

関連して、鋼管ポールは、もともと自治会がつくったものを引き受けたものがあると思うが、それ以外もあるのか。

【事業所管課】

市のほうで鋼管ポール型防犯灯を建てたものもある。

【委員】

また定義の話であるが、実施方針の1ページ、1の(3)の第2段落に鋼管ポールの定義があるが、自治会が所有していた独立性のある防犯灯を、ここで「以降『鋼管ポール』という」と定義が入っている。そうすると、自治会が持っていたものだけを鋼管ポールと言っていることになるので、全体的に定義の調整をしていただけたらと思う。

【委員】

先ほどの見守りシステムに関連して、「見守りシステム」はプロポーザルでということであるが、「見守りシステム」というものがはっきりどういうものかが、共通認識として持てるような内容なのか。

【事業所管課】

水準書のほうで詳細の整理をさせていただければと考えており、我々もサウンディングの中でも、かなり提案の幅がある部分をどのように整理するかは課題感を持って対応している。

【委員】

地域の方々の代わりにとか、自治会とかが出てくると、自治会等は自治会費等で運営していると思うので、自治会費が入っていた部分が自治会費は要らなくなり税金になるのかとか、ややこしくなる気がする。

【事業所管課】

自治会町内会の見守りに代わるので、自治会町内会費が直接イコール見守り費になっているわけではないと認識している。あくまでも活動の経費が自治会町内会費であり、見守りは、例えば自治会町内会によって様々な形態があると認識している。

【委員】

意図を持って、わざわざ自治会町内会の担い手不足と書いたのか。

【事業所管課】

昔であれば、自治会町内会で見守り等の活動をしていたのが、担い手がそもそもいなくなっていたり、自治会町内会自体の加入率が低くなっているところを大きな問題として我々は捉えている。

【委員】

これが費用に関わることなので、自治会町内会がそれをやらなくなると、その余った費用がこちらに来るのかとか、代替するよう感じる。特に自治会町内会と書かなくても、現代社会でつながりが希薄になっている認識がある。

【委員】

私は全然事前に打合せをせずに、町内会自治会の高齢化という話をぼっと言ったが、防犯に関わる人間の間では、自治会町内会の例えば防犯活動の担い手不足といった形で、背景としてはあってもいいと思った。確かに委員が指摘のとおり金銭的な負担であればこれはどうするのかという話になるかもしれないが、どちらかといえば人手の問題なのではないか。

【事業所管課】

自治会町内会によって意識とか、人がいればできるところもある。

【委員】

別の組織が担っていたものを市が担うニュアンスになってしまう。

【委員】

そのようなニュアンスになるのはよくないかもしれない。

【委員】

結構厳密な文章だと思うので、必要性で、恐らく見守りシステムが必要と思った横浜市のことをさらっと書いてあればそれでいいと思うことと、先ほどの話では、タグとか何かを持っている方のみがシステムに探知されてシステムを使えるようになる、では、それを使う人は別の利用料金が発生するのか等、複雑な問題がいろいろと連想される。方針として、全て税金で賄う方針なのか、あるいは、利用する人には追加の料金を払ってもらうことを想定しているのかはあったほうが後々の判断がしやすい。

【委員】

恐らくここに需要があることを市が把握した上でやっていると分かればいいと思うので、市民の間でこういう声が上がっている等はある程度把握しているほうが、後々これが実現してきた場合に、有料の案が採用されたり、無料の案が採用されたというときに、それぞれそれなりに意見が出る。ただライトがつくことに関しては何の疑問もないと思うが、見守りシステムに関しては、いろいろなバックグラウンドが備わっていたほうが後々よいと思った。

【事業所管課】

背景の部分も含めて整理させていただいて、表記のほうは考えてみる。

【委員長】

今の箇所は具体的にどこを検討することになるのか。

【事業所管課】

実施方針の1ページで、先ほど指摘があったように、「自治会町内会の担い手不足」のところが、自治会町内会がやっていた業務を、市が引き取って、町内会の補助をどうするかと感ずるところに関しては、あえて自治会町内会と限定する必要は確かにはないと思ったので、例えばここを市内の見守り人材の担い手不足といった形に変えることで取りあえずよいかと私は思ったが、いかがか。

【委員】

人に代わってシステムがやるという感じで意味が伝わっていると思った。

【委員長】

下の「地域の方々の」も削るのか。

【事業所管課】

「地域の方々の」も消して、「『見守り』に代わる」からスタートとなる。

【委員長】

元を出さないのであれば「代わる」という表現自体が出てこない。

【委員】

先ほど意見があったのかもしれないが、安心安全のためとかがあった。防犯カメラがあること自体が安全性に寄与するというような。

【委員】

防犯カメラにしても灯火にしても、目的は犯罪の予防である。カメラの場合は、事案が起きた場合に早期解決の機能がある。もう一つは、体感治安とか犯罪不安で、市民が犯罪に対して不安に思ったり、危ないと思う不安感を払拭して安心感を醸成する目的がある。今回はカメラは入っていないのか。

【事業所管課】

カメラは1000台入る。

【委員】

入るのであれば、その3つを目的として書くといいと思った。

【委員】

都市部は結構まちは明るいけど、少しそれだけで暗い。暗いから電灯を増やしてもらいたいと私自身も思うが、そういうことはパブコメ等で出す方は別件でもいるようなので、安心安全的な向上の意味ではかなり受け入れられると思う。

【委員長】

最後の「また、市内の見守り、担い手不足が懸念されることから、市内全域約18万灯の防犯灯の更新の機会を活用し」、その後は、私からの提案であるが、「より効率的な見守りの手段を構築・運用することを目的とする」ということであれば、包括的な表現としてはいける気はしている。検討願いたい。

【事業所管課】

本市の中期計画の中で見守りに関して、「先端技術の活用による暗がり解消と安心・安全を実感できる見守りに取り組む」と表記をしているので、こちらも参考にして、先生方の意見も踏まえて修正したい。

【委員長】

恐らく既存の地域の方々が行っている見守りで残るところも当然あるので、市内全般的に抜本的に新しいものを構築するという言い方は避けなければいけないことと、安心安全なのは当たり前といえば当たり前なので、それは今回の話ではなくて、防犯灯を建てること自体の目的の抜本的な問題になっているので、付け加えるという点では、見守りに限定するのは少し気持ち悪いと思うので検討願いたい。効率という言葉の中には、効果的であるとか、有効性という意味合いも含むので、まあまあいける気はしている。

【委員】

業務内容のところ、【維持管理】のオに劣化の著しい既設鋼管ポールの建替え、長寿命化とあり、一方で、実施方針の(5)の本事業の対象施設では、「鋼管ポールについては、令和7年度に全数点検を実施しており、その結果を踏まえた対応に伴う変動を見込む」と書いてあるが、例えば下水道の管路は、包括的民間委託では、基本的には調査を行って緊急度判定を行い、緊急度の高いものから更新をしたり、長寿命化をする。作業量もそうであるし、財政負担も考えれば、当然そういった形で対象を絞ってやっていく必要があると思う。

そうすると、ここでいう建て替えと長寿命化では方法は違うはずで、緊急度に応じて建て替えをすべきか、長寿命化をすべきかと判定をすると思うが、それは対象施設に書いてあるように、全数点検を市が実施していて、市が緊急度判定を行っていて、それに基づいて作業計画を事業者が立てて、それをただ愚直にやればいいのかという理解でいいのか。

その後、業務のところ鋼管ポールの定期点検があり、鋼管ポールの劣化は、いわゆる経年劣化の問題と、例えば自動車がぶつかったり等といった事故による劣化の両方があるが、定期点検といった場合に、事故による劣化だけを点検すればいいのか、令和7年度には全数点検はしているが、その後の定期点検も事業者によって緊急度の見直しをしてもらい、そこで建て替えをするとか長寿命化をするとか再計画を立てていただくことを含んでいるのか、含んでいないのかがこれを見てもよく分からないので、そのあたりはどのようにやっているのか。

【事業所管課】

考えとしては後半のイメージで考えており、確かに昨年度の点検で緊急度も把握はしているが、見切れないことも実際あり、地面よりも下のところで腐っているところもある。5年に1回見て、再度確認して緊急度の変更は必要なことだと思っている。

【委員】

そこは要求水準書で既に具体的に落として書いてあるのか。結局、これが書いていないと、求めているか求めていないのかが分からない。

【事業所管課】

確かにおっしゃるとおり、要求水準書の点検のところは、さらっと点検を行うと書いていたと思う。

【委員】

恐らくは全数点検を行って、緊急度の最も高いものは優先的にやってもらう、それは作業で建て替えを行う、あるいは長寿命化で対応できる部分はやってもらう。それをやりながら、例えば何年スパンの定期点検で劣化状況を再確認して、建て替えや長寿命化計画の修正を行い、市の了解を得た上で、実際どれを建て替えるのかはお金の話になってくるので、そういったものを定期的に行って出して、市との協議を経て建て替えや長寿命化をやるか書かないか、これだけだと分からない。もう少し具体的なシチュエーションを想定しながら書いていただく必要があると思う。

【事業所管課】

要求水準書で点検のことについては記載しているので、定期点検は何を指して、どういうことを求めているのかまで追記して書くようにする。

【委員】

リスク分担表のところ、セキュリティリスクについては対応コストの変更を加えていただいてよかったと思う。単純に書き方の話であるが、セキュリティリスクの前が情報流出リスクなので、セキュリティリスクが生じてしまった場合の話に見えるが、恐らくこれはセキュリティリスクへの対応コストの増ということだと思う。

【事業所管課】

はい。

【委員】

タイトルを調整したほうが良いと思った。

防犯カメラは、市側で設定することでこの項目の話をしたが、見守りシステムのセキュリティは求めるものなのか、防犯カメラだけにセキュリティの話をすればよいのか。

【事業所管課】

アプリ等を使っており、個人情報も入ってくるので、見守りシステムにも入ってくると思う。特に利用者は、スマートフォン等で見守りシステムを開いていただいて、リスクとして考えるのは、スマホのバージョンがどんどんアップしていったときにアプリがついていけなくなると、アプリ自体が使えなくなってしまうことはリスクだと思う。同じような形で、市の事由ではないものでアップグレードが必要になってきているものに関しては、事業者のリスク分担としてアップグレードはしてもらうところで、こちらで読めるようにしたいと思っている。

【委員】

イメージとしては、市が指定するセキュリティのレベルを守るために必要なコストは市がもつということか。

【事業所管課】

そうである。

【委員】

同じ表現で見守りシステムもカバーできるということか。

【事業所管課】

そのような認識である。

【委員長】

リスク項目の名称は、セキュリティリスクだけでは分かりにくいので、例えばセキュリティのための対応コストとか。

【委員】

ほかにコストはなかったか。

【委員長】

全部リスクで通しているという統一性のある表現を選んでいると思うので、そろえるのであれば、セキュリティ対策リスクにするか。

対策のためのコストという意味でのリスクである。

【委員】

基本的過ぎて恐縮であるが、セキュリティ対策は具体的に何なのか。

【事業所管課】

市のほうで決まったセキュリティのラインがあり、例えば1ユーザー1アカウントを持つとか、運営者側もしっかりとログを取るという決まった部分の水準を守っていただくためのアップデートで、例えば、攻撃側が攻撃するのに当たって、そちら側の進化、対策に合わせて内部のセキュリティも対策しなければいけないとなったときには、追加の費用が発生すると想定している。

【委員】

書き方としては、工事費増大リスクとか、維持管理費上昇リスク等もあるので、そういう感じの表現にさせていただけるといいと思う。

【委員】

何のセキュリティかがよく分からないかもしれない。

【委員】

対象も書いたほうがいいということである。

【委員長】

「市の事由による」も、市の要求によるとしたほうが分かりやすいかもしれない。短い表現は何かあるか。答申としては今日決着をつけようとしているので、具体的ないい案があれば、提示いただくとありがたい。

【委員】

システムセキュリティ対応費上昇リスクではどうか。

【事業所管課】

外に出したときに誤認されないことが一番大事だと思うので、長さは考えずにそれでいかせていただければと思うがどうか。

【委員長】

場合によっては、システムというソフト面だけではなくて、ハード面も変えなければいけない場合も想定されているのではないか。ソフトが使えないハードを置いていてもしょうがないので、当然ハードを変えろという話になってくるのは必然である。かなり幅広い話で設置、維持管理、特に維持管理だと思うが、維持管理の段階で生じる追加的なセキュリティ対応費ということだと思う。だから、システムを表に出し過ぎると、外れるものが出てくる可能性がある。ハード面が外れてしまう。

【委員】

細かいが、調査リスクも微妙に分かりにくい。民間事業者が設置に当たって、ど

ここに設置するとか、いろいろまちの中を調べるといふことか。

【事業所管課】

調査リスクは、防犯灯を設置する際に、場所の確認の調査という形の言葉の意味になる。

【委員】

何の調査なのか。

【事業所管課】

防犯灯なのかということか。

【委員】

はい。実際こういうのはあるのか。市が何か言ったことで調査をすることが遅れてしまう。

【事業所管課】

可能性としてはありがちかと今ふと思ったのが、ここの電柱に防犯灯をつけたいとの話が自治会町内会から上がったが、自治会町会のほうでああでもないこうでもないという話があり、市がちょっと待ってくれという話はあると思う。そうした場合には、市がちょっと待ってくれと言って、本来であれば依頼書が来てから何日以内に工事をしなければいけないというところでも、市が待ってくれと言っているのに、延長してももちろん市の責任で、民間事業者の責任ではないというところを言っていると思っている。

【委員】

結局、住民との合意を取る。建築物等を建てる時に説明会等があるが、そういうものも含まれてくるのか。

【事業所管課】

説明会等が入っていない。

【委員】

質問があったときに、質問窓口で対応すればいいと思う。質問窓口があった。

【事業所管課】

コールセンター等でも対応できる。

【委員】

結局、事業をやるに当たっていろいろな調査をするときに、それができない場合

があるということなのか。

【事業所管課】

はい。

【委員】

リスク分担表のところで、設置維持管理段階で灯具等管理リスクがあり、「灯具等の保管場所の確保、管理不備により灯具等に不具合が生じた場合の損害に関するもの」を見ると、どちらかといえば照明がつかないリスクしか想定していない気はするが、いわゆるポールとか整備しなければいけないものがある。それに関して、設計変更リスクはあるが、設計が正しくても整備がいい加減で、結局要はすぐ倒壊してしまったとか、もう1回工事をし直さなければいけないというのが通常ある。

PFI事業でいわゆる整備が必要なもの場合は、大体契約不適合リスクとか整備のリスクという形で書いて、要は整備段階で事業者が適切な対応を行わなかったことによって生じるリスクは事業者が負わなければいけないというところがすっぽり抜けている。灯具等管理リスクという名称を使っているので、基本的には明かりがつかつかないかしか想定していない文章である。そこを整理し直さなければいけない。整備するものはあるので、整備について事業者の対応が不適切だった場合に、事業者はリスクを負うことは明確にしたほうがいい。

【委員長】

一番下の性能リスクに含まれていないのか。

【事業所管課】

指摘のとおり、性能リスクでそちらは。

【委員】

分かった。

もう一つが工事費増大リスクと維持管理費上昇リスクで、同じコストなのに増大と上昇と使い分けている理由があるのかなのかと、工事費増大リスクは何々の事由によるものと書いてあるので、維持管理費の増大リスクだと思うが、これも何によるものと書けばいいだけの話なのに、維持管理費上昇リスクと言いながら「維持管理費の増大」と言っているので、日本語が矛盾している気はする。

【事業所管課】

そろえさせていただきます。

【委員】

そうすると、性能リスクは、一番下の位置づけよりはもっと上に上げないとまずい。設計変更リスクの次ぐらいになる気はする。

【委員】

これは結局、想定されるリストを列挙するパターンということか。先ほどの工事費増大リスクと物価変動リスクは結局は同じような気もする。結局、あらかじめ想定されるリスクに関しては具体的に挙げて、まとめられるものはまとめて書く方針でつくっていると捉えればよいのか。

【委員】

工事費増大リスクは、事業者が施工計画を立てて、それが雑だったので、結局作業の手戻りが発生して工事費が増大するケースもあるので、物価変動だけではない。それは事業者をちゃんと見なければいけない。

【委員】

先ほどのセキュリティのところは、セキュリティ設定変更リスクはどうか。セキュリティ設定といえば、ハードとかソフトをあまり特定しなくても分かるかと思ひ、それに変更を加えるのはどうか。

【委員長】

委員がおっしゃったように、対応と使うのであれば、文章の中に「追加対応」と書いてあるので、セキュリティ追加対応リスクは駄目なのか。

【委員】

セキュリティ追加対応リスク、それもいい。

【委員長】

好きなほうを選んでいただいて構わない。

【委員】

調査リスクも、特に本質的なことではないが、もしかしたら調査遅延リスクでもいい。どちらも遅延のことを書いているようである。

【委員長】

調査が不十分な場合もあるので、遅延だけではない。遅延しているのは調査が遅延しているのではなくて、計画が遅延するということである。

【委員】

調査が遅延して、計画が遅延する。

【委員長】

調査に何らかの不備や誤り等があるがために計画が遅延する。

【委員】

調査の遅延の場合と、調査が不備の場合とどちらもある。

【委員長】

遅延するのは計画のほうである。

【事業所管課】

計画の遅延もあるし、損害が起きた場合もどちらかのリスクかというところは分けて書いてある。

【委員】

もしかしたら、リスク内容のところの方がより分かりやすいと結局いいかもしれない。まとめるのが難しそうな気がする。セキュリティリスクのところも、市の事由による新たなセキュリティシステム対応が必要であるなど、リスク内容に具体的に書くことを書いてもいいかもしれない。

【事業所管課】

システムと加えてしまうと、先ほど委員長が言われたように、システムだけでは対応も出てくるので、そこはもう少し広く。

【委員】

やはり追加対応なのか。

【事業所管課】

はい。

【委員】

リスク分担で、計画段階と設置維持管理段階の両方に設計変更リスクがあり、本当に両方とも設計変更リスクであれば、これは共通に入る話で、通常計画段階の場合は、市が提供した情報を基に事業者が最初に計画を立てるので、設計変更リスクではなくて設計リスクだと思う。維持管理段階だと、先ほどもポールの話をしたが、実際に定期点検等を行って、緊急度が当初の市の判定とは変わったということで設計変更を行うことが出てくるので、通常であれば計画段階は設計リスクで、設置維持管理段階は設計変更リスクになると思う。もしこれが両方とも設計変更リスクが適正であれば、両方に共通しているので、共通リスクでまとめたほうがいいということなので、どちらかにしていただきたいと思う。

あと、提案内容の不備は、計画段階では当初の提案があり、提案内容に実は不備があったということであるが、設置維持管理段階は、その後の提案変更になる気がする。当初の提案から、要は実際に定期点検を受けて、こういう変更をしたほうが

いいという提案を変更することを行って、市がそこを確認するが、提案変更について要は問題があった場合に事業者がリスクを負うという話なので、書きっぷりとしては、個人的には計画段階は設計リスクで、民間事業者の判断による設計や提案内容の不備によるものであり、設置維持管理段階は設計変更リスクで、民間事業者の判断による設計変更や提案変更の不備によるものとしたほうが、もし2つを書き分けるのであれば妥当だと思うし、もし両方ともこの文言が必要だということであれば、共通しているので、共通リスクに一本で入れていただく。どちらかにしていただきたいと思う。

【委員】

三角がついているところについて、3つある中の1に関しては、「基準金利の確定日までは」と結構はっきりしていると思う。2は、「天災・暴動等」は予知できないと思うので、2に書いてあるように、詳細は後でと「一定の金額までは」でいいと思うが、3のインフレ率に関しては、ある程度目安も立つと思う。詳細はもちろん募集要項等でもいいかもしれないが、「一定程度を超える」は、場合によってはインフレ率を負担しなくていいのか、交渉の余地があるのか。もし書くことができるのであれば、インフレ率は過去からある程度数字で出てきているので、もちろん今後ハイパーインフレ等もあり得るが、可能であればある程度簡単に短く入っているほうがイメージを取りやすいと思った。

【事業所管課】

何%の物価上昇までは設計変更で見ないというパーセンテージを書いたほうがいいといったことか。

【委員】

何かは分からないが、インフレ率も、今はインフレ率が必ずプラスであることがほぼ常識になってしまっている中なので、インフレをそもそも想定しない提案は勘弁いただきたいということがあったほうが良いのではないかと。

【委員長】

調整していただくとして、具体的なパーセンテージの提示は避けていただきたいというのが私からの要請である。私がイメージしている一定という場合は、通常、異常な物価上昇といった場合の対応に限定しているという理解を私はする。例えば特定の国が特定の国に侵略を行ったと。それがために日本の経済が抜本的に崩れてしまう。現在そうなっているが、そういった場合は異常事態だということになる。日本の政府が何らかの手当てをすることを現在やろうとしているが、その場合は物価は落ち着くと思う。だから、横浜市で対応し切れない事態が生じて、それも当然ながら業者の責任あるいは予測の外にあるようなものは話し合っ、これは異常だから何とか手当てするという話をするのがここでいう一定の金額の趣旨かと思っていたが、そうではないのか。だから、通常予測できる範囲のことを言っているわ

けではないという。

【委員】

逆に、一定と書くところだろうとってしまうので消して、詳細は募集要項にお任せと。

【事業所管課】

あえて一定という言葉もなしにしたほうがいいのか。

【委員】

はい。

【委員長】

「原則として市の負担とするが」のほうが私は気になる。

【事業所管課】

全般的だと、市の長期の委託等であると、インフレスライドは1.5%ぐらいなのか。

【事務局】

案件によってよりけりであるが、多いものとして、施設整備段階では1.5%という数字を置いており、1.5%を超える物価変動があれば、1.5%までは事業者負担、1.5%を超える分は市のほうで契約変更をするという運用をしている。維持管理運営段階では、3%という数字を今一般的に使っているのが多い状況である。これまでのPFI事業の目安として、3%までは事業者負担してもらい、3%を超える場合は市のほうで契約を変更することが、これまで他の事業等で使ってきている数字になる。事務局としては3%の目安をイメージして一定と明記されていると認識している。

【委員長】

それは運用面であり、ここに適用できるという約束はできないのではないかと。

【事務局】

現時点で明確な数字は決まっていないので、今の段階で数字を示すことは難しいことと、物価上昇への対策は国のほうでもいろいろ検討が出て、通知が出ていることでもあるので、逆に言うと、柔軟に対応できる意味でも、あまり数字を書き過ぎないほうがいいのかというところは印象としては我々も思っている。記載としてはこういう記載のほうが妥当である。

【委員】

「一定程度を超える」と程度と一々書くと、ではどの程度かという話になる。これは入れているものなのか。

【事務局】

逆に「一定程度」を書かないと、全部対応する感じになる。この程度の記載でいいということである。具体にもし質問等があればそこで示すこともあるかもしれないが、実際には入札公告段階で出すほうが一番トレンドを反映できる観点もある。

【委員】

もし経験的にこれがちょうどよければ、それでいい。

【事業所管課】

今話があったところで、一定程度とこちらで仮に数字を示すとしたら、一緒に期間の提示をしなければいけないところが懸念されることと、数字を示すところで、募集要項の公開のときに契約案と一緒に示すというところで整理をしている。

【委員】

分かった。

【委員】

細かい点で恐縮であるが、先ほどの性能リスクは「施工不良を含む」と書いてあるので、その分はカバーされているが、「要求仕様不適合」だと、要求水準書で定めたものが満たされないだけであり、実際には事業者が提案して契約協議をして、要求水準に定められた部分以外は基本的に契約協議で決まる。そこについても当然性能リスクはカバーしなければいけないはずなので、先ほども少し言ったように、「要求仕様不適合」ではなくて、「契約不適合（施工不良を含む。）による性能未達」と書いたほうがはっきりする気がする。

【委員長】

まとめさせていただくので、足りないところは補完願いたい。

実施方針案の文の1ページ目の1.1、(3)事業目的の最後、「また」書きは、「自治会町内会」を削除していく方向性で調整いただく。1つの案であるが、「また、市内の見守り、担い手不足が懸念されて」という話と、「活用し、より効率的な見守りの手段を構築・運用する」という形での修正をしていただく点が1点。

それから、2点目が、表2は定義づけの問題であるとの指摘であったが、鋼管ポール型LED防犯灯は、括弧書きで灯具とポールともにと書いてあるが、定義づけが、防犯灯とポールが分けて書かれているのを整理すべきであるということになっている。書き方としてどうかは微妙であるが、鋼管ポール型LED防犯灯の場合には両方を指すことをどこかで書いておく形が1つのやり方としてある。それぞれ別

の場合には別記する形になる。鋼管ポール型LEDの場合には、ポール並びに灯具両方を含むという形の定義づけのほうがよいと思っている。

その表現が、3枚目のほうの既存防犯灯数の中でも、灯具と書きながら、鋼管ポールとしか書いていないところが問題であると先ほど指摘をいただいたので、こちらでも、当然ポールをどければ、明かりをつけるところも当然つけるということだと思うが、文章としては書いたほうがよいということで、この修正を願いたい。

それから、同じことであるが、4枚目の(6)の特定事業の業務内容の2)の①防犯灯、【維持管理】の中でも既設鋼管ポールと書かれていたり、ポール型防犯灯の電柱移設と書いてある場合に、ポール型というのを防犯灯と一体化して考えるのであれば、ウとエを区別する理由があまり出てこないということである。逆に、劣化の著しい鋼管ポールの建て替えといった場合、ポールだけの建て替えをすればいいかと言われるとそうではなくて、やはり灯具もつけなければいけないので、灯具も含まれていることも十二分に分かるような形での表記に変えていただく必要がある。

この点は3か所でいいか。

【委員長】

「約1.8万本の独立柱（中間柱及び木柱を含む）」で、自治会所有のものが市に移管された後の本数としての1.8なので、現在所有は自治会所有なのか。

【事業所管課】

今の所有は市になる。

【委員長】

もう既に移っているのか。

【事業所管課】

そうである。

【委員長】

であれば、「自治会町内会所有の」と書く必要性はなくなる。

【事業所管課】

当時という意図で書いた。

【委員長】

消したほうが無難である。

【事業所管課】

はい。

【委員】

5 ページの写真が結構分かりやすいので、1つの案であるが、定義に沿って絵を示しておくとは分かりやすい。防犯灯をどこまで指すかは結構難しい。辞書等でも、難しいときに絵が出てくる。

【委員長】

できればそれは、説明の段階で運用上で対応してもらえればと思う。

【事業所管課】

はい。

【委員長】

もう移管されているのであれば、町内会の所有と書くのは逆に不適切になってしまうので、これは取る形で対応願いたい。

【事業所管課】

そうすると、3行目が、独立柱が防犯灯とともに市に移管されたと、市に移管の話も出てくるので、そこら辺をなくしていかなければいけないのか。

【委員長】

これは「移管した」で、過去形なので別にいいのではないか。

【委員】

移管した結果、市がもともと持っているものも含めて1.8万本になったということである。

【委員長】

そうである。ただ、上の文章も1.2万本と書いてあるので、合わせて1.8になったと言っているのだから、いいのではないか。定義づけの表現の整理を。

【委員】

市が所有しているという形にすればいいのか。

【委員長】

読み取れれば構わないと思う。

移管したものしか指さないということの誤解を招かないようにするという事である。

【事業所管課】

調整する。

【委員長】

それから、少し書き加えていただく等の分量が多かった意味では、最後のリスク分担表のところであるが、幾つかあるが、上のほうからいくと、上から3つ目の設計変更リスクは、設計段階なのか、変更部分も含むのかということで、分けたほうが分かりやすいことは分かりやすいと私も思うので、よければ分けていただく形での対応を願いたい。

それから、その下の工事費増大リスクと維持管理費上昇リスク、言葉を合わせろということなので、このままでいくと恐らく増大リスクで合わせることになると思う。

それから、セキュリティリスクの件は、このままでも結構であるが、場合によっては市の要求と書いてもいいとの提案なので考えていただきたい。

それから、セキュリティリスクのタイトルは、委員、何と言われていたか。

【委員】

セキュリティ設定変更リスクと言った。委員長がセキュリティ追加対応リスク、どちらでも構わない。

【委員長】

どちらでも構わないので、使いたいほうで任せる。

それから、一番下の性能リスクは、要求仕様だけでは不十分であることで、契約仕様不適合という形にした上で、括弧書きで施工不良並びに要求水準未達を含むという文言を入れていただくことになると思う。記載する場所は、もともと設計して最初につくったもの、建設していただいたもの、設置していただいたもの自体の不具合並びに途中で変更して、リスクがあるから緊急に建て替えてもらうことも含んでいることになるため、設計変更リストの下ぐらいと、少し上に上げたほうが事業者も分かりやすいことで対応願いたい。

それから、若干指摘のあったインフレに関しての一定の金額は、このままにせざるを得ないということであるが、分かりにくいこともあると思うので、説明段階で対応を願いたい。

これが直接的な変更部分である。

あとは要求水準書、モニタリングの段階で少し関わってくる点はあるが、そちらは要求水準書、モニタリングで対応することになると思うので、その点はまたよろしく願いたい。

私が今まとめた以外で追加的、あるいは私が説明した内容では不十分であるとか修正があれば意見をいただければと思うが、いかがか。よろしいか。

そうしたら、事務局とも相談して、今の意見を反映する形で案をつくって確認させていただく。その上で各委員に確認いただくことでよいか。

(了承)

(休憩)

以下の内容について事業所管課から、資料により説明

- ・要求水準書及びモニタリング基本計画書（素案）

【委員長】

ただいま説明いただいた要求水準書（素案）、モニタリング基本計画（素案）のどちらからでも構わないので、お気づきの点、意見等を自由に発言いただければと思う。

最初に、これは書き間違いだと思うが、修正の一覧の中で、モニタリングの13ページ目の③と④は、月報、日報をひっくり返していると思う。上の月次が多分日報で、下が月報だと思う。文は直っているからいいが、これまで記録に残すのであれば、修正しておいたほうがいいと思う。

【委員】

細かい点で幾つかあるが、まず、要求水準書の2ページ目、(3)の民間事業者に期待する事項の5行目、「約18万等」と漢字が間違っている。こちらに「約」をつけているのであれば、2行目も「約」をつけたほうがいいと思う。

先ほどの説明の中で、11ページが、(3)で設置維持管理業務に期待する水準で、トータルライフサイクルコストをトータルコストにしたと説明があったが、16ページの鋼管ポールの保守・更新では「LCC（ライフサイクルコスト）」という言葉を使っているので、LCCでそろえたらいい気がする。トータルコストではなく、LCCでいいという気が個人的にはする。

それから、モニタリングのほうは、7ページの表2の⑯が完成図書となっているが、9ページの表4では完工図書になっているので、直していただければ。

取りあえず、差し当たりは以上である。

【委員】

先ほど聞けばよかったが、こちらの事業の中で、機械とか柱を設置することについてはそれほど大きな問題はないと思うが、今回はカメラで市民を録画していくことになるので、カメラの設置で横浜市の基準はあるのか。

【事業所管課】

当課で設置基準は設けている。

【委員】

それに沿った場所に基本的には設置していくのか。

【事業所管課】

基本的には設置基準を遵守する形を想定している。

【委員】

住民から何か意見等があった場合は、検討や対応を考える流れなのか。住民との調整等と結構書かれている。例えば7ページに町内会とどうのと。これは鋼管ポールで、カメラに関しては特になのか。

【事業所管課】

基本的にカメラの設置は、我々が指定する場所に置いていただくことを想定している。事前調整は我々のほうで行うところと認識している。

【委員】

横浜市の基準で問題ないようなところが定められているということか。

【事業所管課】

はい。

【委員】

この続きで、情報のところであるが、事業者が自主事業をするときに、情報を使ってよいというところがある。12ページにも自主事業が出ており、最後にデータの活用があるが、例えば個人情報保護法では、恐らく自分の目的のために収集したデータは、目的のために必要十分なものを収集して、余分なものは収集しないということだと思う。本来の目的のところはそれでいいと思うが、自主事業となると、どういう目的で、どのようなデータを追加で収集するのか、あるいは追加で収集してはいけないというところは結構丁寧な検討が要ると思った。本来の事業に必要なデータを活用して、本来の事業にバックするところは法律に照らして何の問題もないと思うが、もしついでに違うビジネスに活用するとなると、恐らくそのビジネス自体をやっていいのかという審査等も出てくると思うが、いかがか。

【事業所管課】

基本的には、本事業で市でもらってきた個人情報を事業者に展開することは全く想定していない。個人情報を遵守した上でということに関しては、どうなるかは分からないが、例えば市では1000台の防犯カメラをつけるとなっているが、同じクラウドシステムを使って、事業者が民間にカメラを売る事業を提案してきた場合、そのカメラのデータは、申し込んだ人は自分の家の前のカメラを監視するために使えると思うが、事業者は、うちのデータだからといって、個人情報は関係なく外にまいてしまうことはやめてもらいたいというイメージで考えている。

【委員】

そこは縛られていて、必要最低限のものを集めて事業に還元するということか。

【事業所管課】

自主事業で得たものに関してはP F Iのお金が少し浮くような提案である。

【事業所管課】

カメラのデータは基本的には市が所有するが、全て警察の捜査以外に使わないものになる。これはそういうデータ以外の自主事業である。

【委員】

自主事業でデータの活用をもし申し出た場合は。

【事業所管課】

仮にCO₂等のセンサーで、環境を問題にするデータ等を取れるとなると、そういうものを活用して何かをする等を想定している。カメラで得たデータではなく、全く別のものでも提案してきたものというイメージである。カメラはあくまで市が所有して、警察の捜査以外には使わない。

【事業所管課】

市の設置したカメラはそうである。

【委員】

個人情報保護法等と書いてある。

【事業所管課】

温暖化データ等である。

そのため、何でここに個人情報を書いてあるのかという質問だと私は受けている。

【事業所管課】

例えば見守りデータの活用は、恐らく個人がひもづく状態は基本的には活用できないが、例えば総数で、どういうときに多くの人があるという人流データを使うときは、個人情報にひもづかない形であればデータの提案は可能であるという形の想定をして記載している。

【委員】

何となくデータというと、カメラはいい面と悪い面があり、監視というのもいい監視と悪い監視等で意見が分かれているところだと思う。データの活用に関しては、どのようなデータを何と事前にきちんと確定していただいて、仕組みをつくっているかもしれないが、やっている間に追加とか、知らない間に何でとかというのがないようにしたほうが良い。

【事業所管課】

この事業では、カメラであっても、そのデータは全て市に帰属することになっているので、外に出すことはない。

【委員】

ビーコンであれば、すごい細かい話であるが、タグのIDは分かるのでどうするのか。例えば人流のデータだとすると、これこれこういう人はここに何回来る等、繰り返して来る等がマーケティングで割かし有用である。ただ、ビーコンのタグ自体は匿名情報なので、いろいろなところでGISとか空間情報の話を聞いていると、そこが考えどころの一つと思ったので、いかがか。

【事業所管課】

例えばIDが何かもう一つの情報に結びつくと恐らく個人情報に該当してしまうと思うが、タグのIDだけであれば問題はないとの認識であるが、庁内の個人情報を取り扱う部署に確認して、追記が必要であれば追記をしたいと思う。

【委員】

カメラの取扱いに関しては画像は借りられているが、ビーコンなり人流のほうがまだなので、今回はカメラ由来の情報、ビーコン由来の情報掛ける個人情報、非個人情報で、2掛ける2の表で整理するといったと思った。

【委員】

全ての情報は、結局は市の業務に付随して設置した機械で集めているものなので、市が全て提出させることとか、住民にどういう目的で使われているかは開示しているほうが良いと思う。

【委員】

それはあったほうが良いと思う。

【委員】

普通に見たら、カメラの場所はすぐ分かるのか。

【委員】

横浜市のカメラの規定では、カメラが設置されていることが分かるようにする。

【事業所管課】

防犯カメラ設置中とか、防犯カメラ設置等を電柱に貼るようになる。1000台のカメラの設置場所は、基本的には警察と連携してつけるつもりではいる。住民にも情報提供はするが、基本的には横浜市と警察でつけていく。

【委員】

少し細かい話になるが、横浜市の防犯カメラの運用の場合で、まず、自治体によっては路上のステッカー等で防犯カメラ設置中とやっている自治体もあるので、そういったような運用をしているかが1つと、2つ目は、私の知っている基礎自治体では、カメラに連番を振って運用をしている。カメラに連番を振って貼る運用をするかと、基礎自治体によっては市民向けのウェブGISでカメラの場所を公開している自治体も多いが、その3点は今までどのような運用をしているのか。

【事業所管課】

今後、どの手法がいいかで、あらかじめカメラを横浜市はここに設置しているということによる犯罪抑止効果もあると思うので、それはしっかり検討していきたいと思う。

【委員】

それによって、今回引き受ける事業者の業務負担が違ってくると思う。

【事業所管課】

あくまで事業者は、横浜市が決めたところにカメラを設置していただく。どういう手法で周知するのかはしっかり考えていきたい。

【委員】

路面のシール等々とやり出すと、この台数では多い。市の直営のカメラは今まであったのか。

【事業所管課】

市の直営は繁華街のみである。横浜駅、みなとみらいの繁華街のみで、住宅地にはこれまでつけていないので、初めての運用になる。

【委員】

繁華街は何台なのか。

【事業所管課】

250台である。

【委員】

カメラつながりであるが、14日間で大丈夫なのか。

【事業所管課】

神奈川警察と相談しながら14日以上である。

【事業所管課】

あり過ぎてるところがある。

【委員】

14のところと30のところがある。以前は7であったが、最近容量の単価が下がってきたので、30が多い気がする。

【事業所管課】

これもあくまで警察の犯罪捜査に使うことを想定して日数は考えていきたい。自治会町内会には7日以上とか14日以上で、つけていただけるといいですねというレベルであるが、これは行政がつけるカメラなので、神奈川県警と調整していきたい。

【委員】

カメラつながりパート2で、カメラの性能で、画像の解像度等の指定は仕様にされているのか。

【事業所管課】

本編の要求水準書の15ページ真ん中の動画にある。

【委員】

要求水準書の11ページ、クの業務の記録及び報告で、細かいところで、1行目で「記録すること。」で丸がつくと思う。

次に、「月次報告は、3月分を除き、翌月10日以内に提出する」とあるが、これは設置維持管理業務に関する水準のカテゴリーで話をしているので、モニタリング計画の6ページ、7ページの表2を見ると、⑧で設置維持管理業務月報が翌月5日以内となっており、要求水準書と合っていない。これは合わせる必要がある気がする。なので、精査していただきたい。

それから、要求水準書の14ページ、対象業務等のその他水準ということで、事業全体に係る事項でランニングコスト削減に対する創意工夫とあるが、通常ランニングコストと言った場合にはイニシャルコストを除くので、ランニングコストだけではまずい気がする。実際に建てることもあるので、先ほどと同じでライフサイクルコストでいい気がする。

それからもう1点が、要求水準書の9ページ、見守りシステムの構築と運営のところ、「見守りシステムの運用開始はシステムの構築状況に応じ、令和11年度より準備が整った箇所から順次実施する」となっている。他の記載を見ると、日付が具体的に何年何月何日までにしなさいとか、そこにあるように「市内全域での開始は灯具の更新が完了する令和13年4月1日とする」となっている。ここだけ「令和11年度」になっている。令和11年度では12年3月31日でもいいという話になるので、日付を入れて、令和11年4月1日以降速やかに整ったものから順次実施すると具体

的に日付を指定したほうが、もう少し事業者がちゃんと速やかにやろうというインセンティブになる気がする。年度でくくってしまうと、お尻までにやれば要求水準書を満たしているという話になってしまう。

【事業所管課】

一応お尻までのつもりだったので、3月31日で書きたいと思う。

【委員】

できるだけ4月1日以降順次。要は開始をする。

【事業所管課】

見守りシステムを11年度の3月31日までに開始すれば。

【委員】

そうすると、そう書かないとまずい。12年3月31日までに開始することとする。どこをスタートにするかを明確にしていただかないと。

【事業所管課】

もう一度精査する。

【委員】

防犯カメラは、8ページに令和12年3月31日までに設置することとお尻の日付を決めているので、これが4月1日以降速やかにやるようにするのか、12年3月31日ということは、12年4月1日以降で速やかにするのか、スタートをどこにするかで、スタートの日付を明確にしないと、これではお尻でやればいいと事業者は考えかねない。要求水準は最低限のものなので、これだと普通に考えれば、事業者はできるだけ余裕を取りたいのでお尻でやりたい。お尻でやることをこちらが意図しているのであれば、12年4月1日にしてしまったほうが早いと思う。そこは明確にしたほうが。ここだけ年度になっている。

【事業所管課】

分かった。

【委員】

基本的なことも含めて伺いたい点がある。見守りシステムは、事業者側が仕組みをつくって、ビーコンタグも、事業者が選んだ仕組みに適用したものを配付する。そこから取得できるデータは横浜市に帰属するが、事業者がシステムの運営をするときに、この方に何を渡した等で、事業者自身も市民から情報を入手する必要がある。一部のデータは市に渡すことになると思うが、個人情報の処理が結構気になっている。事業者自身が個人情報保護法を守らなければいけないことはあるが、市も

守らなければいけない。取得するデータは個人情報が含まれているので、システムを運営するときに取得する同意等において、市が取得しなければいけない同意等も一緒に取得してもらわないといけないこともあると思う。

その関係で、2ページの法令の遵守のところ、事業の実施に際して関連法令を守ると書いてあるが、それに加えて、市が守れるように必要な手続をすることも加えておく必要があると思っている。情報がどうなるのかが具体的にイメージを持っていないので、どういう処理が適切なのかはまだ具体的に分からないが、例えば情報を共同利用するのか、第三者提供になる等があると思う。そういう意味では、どういうシステムが提案されるかが分からないので、その処理も追ってということになるかもしれないが、対応ができるようにしておく必要があると思う。

【事業所管課】

分かった。

【委員】

関連して、建築物を建てるか機械を設置する法令と、もう一つ大きいのが情報取扱いに関する法令なので、それは明示してもいいと私個人は思う。

【委員】

もう1点の質問は、先ほどポールは寄附されることがあると伺ったが、その場合、BOTでやっている事業者の場合、寄附されたポールはどういう扱いになるのか。

【事業所管課】

寄附されるものは基本的には灯具のみである。

【委員】

ポールは寄附されないのか。

【事業所管課】

ポールも市の中で建てたものに関しては移管制度があるので、確かに増えるリスクはあり、同じようなことで確かにある。そういったものに関しては、例年大体何台ぐらい例えば防犯灯が寄附されるとか、鋼管ポールが移管されたものは情報として示して、それも事業者が維持管理することで考えている。

【委員】

BOTの場合は、他のものは所有権を事業者が持っていて、寄附されたものは市が持っていて、先ほどの保険の話ではないが、誰のものを誰が付保するのかという話があり、混ざってしまうと思う。BTOは全部市なのであまり複雑な話にならないと思うが、BOTのときが複雑かと思った。

【事業所管課】

整理したい。

【委員長】

私から2点あり、1個は確認であるが、要求水準書の10ページ目で、防犯灯に関する申請は横浜市の名義で全部されるのか。

【事業所管課】

はい。

【委員長】

これはBOTの場合でもそうするのか。所有権はないが、横浜市の名義で。

【事業所管課】

はい。

【委員長】

理由は何かあるのか。横浜市の名義を使わないと設置ができなくなるのか。

【事業所管課】

理由としては、1つの電柱に対して1事業者で複数の申請ができないところがある。

【委員長】

NTT東日本に貸してというときに、防犯灯の所有者はBOTの場合には業者であるが、横浜市であるという言い方になるのか。

【事業所管課】

はい。今やっているESCO事業のときも、灯具の所有権としてはESCO事業者が持っていたが、電柱許可の申請は横浜市でやっていた事例もあり、それと同じようなところである。

【委員長】

所有者と名義が変わっても別に問題はないのか。

【事業所管課】

はい。そこは大丈夫である。

【委員長】

横浜市という名義を使わないと、そうそう勝手につけるなという話になるのは当

然ということか。

【事業所管課】

はい。

【委員長】

分かった。

もう1点は、要求水準書の6ページ目の真ん中のオ、劣化の著しい既設鋼管ポールの建替え、長寿命化は、定期点検をして経年劣化が著しいことが分かって、分かった後にどうするかという、次のパラグラフで、あくまでも現地調査をするのは、現場施工1か月前までにすればいい。何かというと、定期点検を行ったときに劣化が激し過ぎるといった場合に、いつまでにか、いつから工事を始めなければいけないとは特に決めていないということか。

【事業所管課】

令和7年度の段階でポールの全数点検をやっており、喫緊で倒れそうなものに対してはPFIの契約の前に一旦整理はつけておくつもりでいたので、そこまでは想定していないが、本当に危ないものはあるので、そういったところに関しては。

【委員長】

要するに、早めに交換してほしいことの要求は書かれていないことが気になった。しかも、著しい劣化と言っておきながら、いつまでにかないのは気持ち悪い。

【事業所管課】

本当に著しい劣化で市民の生命、財産に危険を及ぼすものに関しては、どちらかというと撤去をして安全を確保するところは入れていたが、そこが長寿命化に結びついていないところは確におっしゃるとおりだと思っている。

【委員長】

撤去の話は同じページのウで、「翌日から20営業日以内に完了する」ということだと思うが、倒れかけていて危ないと通報があった等のパターンを想定しているのか。

【事業所管課】

倒れかけていて危ない場合は「なお」の下で、緊急対応に入ってくる。

【委員長】

上のほうも「通報や作業依頼を受けて」と入っているので、そちらも入っていると思っているが、撤去してもうなしということではなくて、当然のことながらもう一度防犯灯をつけるのか。これはもうなくしてもいいという発想なのか。

【事業所管課】

1回撤去してしまうと、方法としては近くの電柱に移設させることが、お金もかからないし、一番スムーズなやり方であるが、電柱がないところもある。1回撤去してしまったら建て替えるしかないと考えている。同じ場所に新たなポールを設置する建て替えという考えをしたいと思っている。

【委員長】

ポールを撤去すると、その現場もしくはその近くに鋼管ポールを造る話になってくると思うが、そうなると、既設の鋼管ポールの建て替えと実質的には同じ行為を行っていくことと変わらない。

【事業所管課】

はい。

【委員長】

分からなかったのが、ウの場合は緊急性があり、オは緊急性がないというレベルの話をしているとの理解でいいのか。

【事業所管課】

オの場合、緊急性があったときに、建て替える場合もポールの納期等が3か月ぐらいかかってすぐに対応できないので、すぐに倒れてしまいそうなものは一旦撤去するしかないと考えている。一旦撤去して、同じ年度内にできれば建て替えたいと考えている。

【委員長】

建て替えようと思うと、ポール自体を発注するのに2か月、3か月かかると思ったら、ポールを頼まなければいけないので、ウも同じである。だから、速やかにとついているが、オは速やかでなくていいのか。危なければできるだけ早めになくしたほうがいいのか、ウとオで何が違うのかがよく分からない。

【委員】

ウは撤去だから、撤去だけではないか。

【事業所管課】

そうである。ウは撤去だけである。

【委員長】

そうであるが、撤去した後、ほったらかして何もつけないかということそうではないということである。

【事業所管課】

そうである。

【委員長】

ウとオは状況が違うのか。ウは見るからに危ないもので、直ちにどけなければいけない。

【事業所管課】

ウが終わった後、そのままオにつながる場合も今仕事としてはそうなっているので、緊急で撤去して、その後建て替えという形で設置している。

【委員長】

代替案があつて東電の電柱を借りることができればいいが、できない場合は建て替えになり、これは二、三か月かかるということか。

【事業所管課】

そうなる。

【委員長】

そうなると、ウの場合でも、撤去は簡単にできるとしても、もう一度建てる必要がある場合でも二、三か月はないということになるのか。

【事業所管課】

はい。

【委員】

撤去は撤去で速やかにやらないと、人の被害や交通渋滞を招くこともあるので、これはこれでいい気はする。

【委員長】

気になっているのがオのほうであつたが、結局、著しい劣化は危険性があるということを行っている。

【事業所管課】

おっしゃるとおりなので、建て替え等に関しては計画的なところも入ってくるので、劣化状況を鑑み等に内容を変更しようと思っている。

【委員長】

劣化が著しい場合、その場に必要という認識があつて設置されていることを前

提とすれば、当然もう一度防犯灯を建てなければいけないと思うので、それに関して何らかの形で早めにやってもらいたいとの趣旨の文言をどこかで組み込んでおいたほうがいい気がする。

【事業所管課】

分かった。

【委員】

著しい劣化をしているポールについて、長寿命化をすることもあるのか。

【事業所管課】

できる。できると思っているが、長寿命化のノウハウが我々もそこまでないところもあり、そういったところも提案でいただけるとありがたいと思っている。

【委員】

著しい劣化になったら、もう建て替えなのかと思った。

【委員長】

私もそのように受け止める。

【事業所管課】

倒れてしまったら長寿命化はできないので、倒れる前に。

【委員】

倒れるまでは何とか支えることを試みるということか。

【委員】

下水道とか水道は管更生で、中に新しい素材を入れてそこで補強することがあるので、多分そういう似たようなものを想定すると思う。

【事業所管課】

そうである。

【委員】

8 ページで、先ほどから出ているポールの話は、定期点検は「適切な頻度で点検を実施する」とあるが、これは実際に提案書類で求めて、落札者決定基準で確認をするという理解でよいか。

【事業所管課】

はい。

【委員】

適切な頻度といってもそれが何をもちって適切なのかで、結局、点検が遅延して倒壊してしまうと大変なことになるので、そこら辺はもう少し示したほうがいい気がする。あとは市内一円なので、大体エリアを区切って点検をしていくことで、例えば4年に1回で4エリアで区分して回るとか、最低何年に1回とかは、下水道は5年に1回等となるが、最低何年に1回は点検することと1つ目安を示したほうが。あとはポールの劣化が人的被害や交通渋滞等を生まない観点からの適切な頻度をこの範囲内で設定して提案してほしいと書いたほうがいいような気がする。適切な頻度とはどれくらいが適切かがよく分からない。

【事業所管課】

事業者によって目視で点検しなければ、例えば5年に1回であるが、例えば材質の中までさびの状態が分かる機械を使って超音波検査をするところであれば、その年にもよらないということもあると思った。

【委員】

状態監視がちゃんとできるノウハウがあれば別に問題はない。

【事業所管課】

そこが提案で聞ければいいと思って、国交省のガイドラインでは5年とあるが、検査方法によってまたそれも変わってくると思って書けなかった。

【委員】

令和7年度の点検はどうやったのか。

【事業所管課】

目視である。

【委員長】

幾つかの指摘をいただいている中で、誤字脱字は修正していただくとして、整合性が取れない形で記載されている期限、期間に関しては修正をいただく。

一番今回皆さんが気にしていた情報管理の話、セキュリティの問題で、先ほど説明があったカメラ由来とビーコン由来で違うということなので、もう少し整理しておく必要がある。業者が手に入れた情報に関して市がちゃんとアクセスできる、管理ができることも必要というのはよく感じるので、そのあたりのことは整理をしていただきたい。

全員の指摘内容をもう一度繰り返すことは省略させていただくが、その点は少し考慮いただいて、修正案を次回の機会に出していただくようによろしくお願いしたい。

	<p>意見を我々が言っているが、何を言っているかがよく分からないことがあれば質問をいただければいいと思うが、不明な点等は何かあったか、大丈夫か。</p> <p>【事業所管課】 指摘いただいた点を踏まえて修正させていただく。</p> <p>【委員長】 よろしく願います。次回に修正案を提示いただけるということで、皆さんから今日の検討内容に追加したいことは何かあるか、よろしいか。 本日の審議はここまでにしておきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市民間資金等活用事業審査委員会運営要綱 ・ 委員名簿 ・ 諮問文 ・ 本日のスケジュール ・ 横浜市LED防犯灯包括的維持管理事業にかかる横浜市民間資金等活用事業審査委員会の運営について ・ 審議資料 横浜市LED防犯灯包括的維持管理事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要 ・ 実施方針（案） ・ 要求水準書（素案） ・ モニタリング基本計画書（素案）